

(8) その他の農村振興対策

農村基盤G

事業名	農山漁村振興交付金【農山漁村活性化整備対策】																															
事業主体	県 営 ・ 団 体 営																															
事業内容	<p>農山漁村における定住や地域居住、都市との地域間交流を促進することにより農山漁村の活性化を図るため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 48 号。以下「法」という。)に基づき県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する「活性化計画」の実現に必要な施設整備を中心とした取り組みを総合的かつ機動的に支援する。</p> <p>活性化の目標を達成するために実施出来る事業は以下のとおり</p> <p>(1) 生産基盤及び施設の整備 (法第 5 条第 2 項第 2 号イ)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">基盤整備</td> <td style="text-align: right;">① ~ ⑫</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">生産機械施設</td> <td style="text-align: right;">⑬ ~ ⑯</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">処理加工・集出荷貯蔵施設</td> <td style="text-align: right;">⑰ ~ ⑱</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新規就業者等技術習得管理施設</td> <td style="text-align: right;">⑲</td> </tr> </table> <p>(2) 生活環境施設の整備 (法第 5 条第 2 項第 2 号ロ)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">簡易給排水施設</td> <td style="text-align: right;">⑳ ~ ㉑</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">農山漁村定住促進施設</td> <td style="text-align: right;">㉒</td> </tr> </table> <p>(3) 地域間交流拠点施設の整備 (法第 5 条第 2 項第 2 号ハ)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地域資源活用総合交流促進施設</td> <td style="text-align: right;">㉓ ~ ㉗</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">農林漁業・農山漁村体験施設</td> <td style="text-align: right;">㉘</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">自然環境等活用交流学習施設</td> <td style="text-align: right;">㉙ ~ ㉛</td> </tr> </table> <p>(4) その他省令で定める事業 (法第 5 条第 2 項第 2 号ニ)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地域資源活用起業支援施設</td> <td style="text-align: right;">㉜</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地域資源循環活用施設</td> <td style="text-align: right;">㉝ ~ ㉞</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地域住民活動支援促進施設</td> <td style="text-align: right;">㉟ ~ ㊱</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">農地等補完保全整備</td> <td style="text-align: right;">㊲ ~ ㊳</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">景観・生態系保全整備</td> <td style="text-align: right;">㊴</td> </tr> </table> <p>(5) (1) から (4) の事業と一体となって実施する事業事務 (法第 5 条第 2 項第 3 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">創意工夫発揮事業 農山漁村活性化施設整備附帯事業</p>				基盤整備	① ~ ⑫	生産機械施設	⑬ ~ ⑯	処理加工・集出荷貯蔵施設	⑰ ~ ⑱	新規就業者等技術習得管理施設	⑲	簡易給排水施設	⑳ ~ ㉑	農山漁村定住促進施設	㉒	地域資源活用総合交流促進施設	㉓ ~ ㉗	農林漁業・農山漁村体験施設	㉘	自然環境等活用交流学習施設	㉙ ~ ㉛	地域資源活用起業支援施設	㉜	地域資源循環活用施設	㉝ ~ ㉞	地域住民活動支援促進施設	㉟ ~ ㊱	農地等補完保全整備	㊲ ~ ㊳	景観・生態系保全整備	㊴
基盤整備	① ~ ⑫																															
生産機械施設	⑬ ~ ⑯																															
処理加工・集出荷貯蔵施設	⑰ ~ ⑱																															
新規就業者等技術習得管理施設	⑲																															
簡易給排水施設	⑳ ~ ㉑																															
農山漁村定住促進施設	㉒																															
地域資源活用総合交流促進施設	㉓ ~ ㉗																															
農林漁業・農山漁村体験施設	㉘																															
自然環境等活用交流学習施設	㉙ ~ ㉛																															
地域資源活用起業支援施設	㉜																															
地域資源循環活用施設	㉝ ~ ㉞																															
地域住民活動支援促進施設	㉟ ~ ㊱																															
農地等補完保全整備	㊲ ~ ㊳																															
景観・生態系保全整備	㊴																															
採択要件	<p>1. 法に基づく「活性化計画」が策定されること。</p> <p>2. 農山漁村振興交付金実施要領別表1、別表2及び別表3の要件を満たすものであること。</p>																															
実施要綱	農山漁村振興交付金実施要綱																															
実施要領	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領																															
交付要綱	農山漁村振興交付金交付要綱																															
交付率	区 分	国	県	その他																												
	各事業メニューの補助率を参照																															
適用	<p>1. 創意工夫発揮事業は活性化計画に係る交付限度額の2割が上限。</p> <p>2. 農山漁村活性化施設整備附帯事業は活性化計画に係る交付限度額(遊休農地解消支援に係る額を除く)の1割が上限。</p> <p>3. 本交付金は、「活性化計画」を県単独で計画する場合、県と市町村とが共同して計画する場合、市町村が単独で計画する場合で計画の提出ルートや交付金の交付ルートが異なるので、計画にあたっては各事業メニュー担当課と協議すること。</p>																															

事業名	農山漁村振興交付金(農業生産基盤整備)			
要件類別	(事業内容欄に示す事業メニューのうち要領 第8(26)に規定する事業)			
事業主体	団 体 営			
事業内容	<p>農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備等を実施する。</p> <p>①農業用排水施設 ②農業用道路 ③暗渠排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農地造成 ⑦農用地保全 ⑧交換分合</p>			
採択要件	<p>土地改良法に規定する土地改良事業計画を定めた上で、要領別表2の事業名欄にある生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の整備と併せ行う場合に実施でき、以下のいずれかの要件を満たすものであること。</p> <p>1. 上記事業内容の①から⑤のいずれか又はこれらのうち2以上を併せ行う場合であって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha 以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること。</p> <p>2. 上記事業内容の①～⑦のいずれか又はこれらのうち2以上を併せ行う場合であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha 以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が6%以上(ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあっては3%以上)となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。 ■耕作放棄地等とは、次のアからウまでのいずれかに該当する農地。 ア 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 イ 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者等によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地 ウ 現に耕作の目的に供されている農地であって、基盤整備地区に係る活性化計画を農林水産大臣に提出する時点において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地</p> <p>3. ⑥及び⑦にあっては1により行う事業と併せ行うこと。</p>			
実施要綱	農山漁村振興交付金実施要綱			
実施要領	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領			
交付要綱	農山漁村振興交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	①農業用排水施設 ②農業用道路、③暗渠排水、 ④客土、⑤区画整理、 ⑥農地造成、⑦農用地保全	50(55)	10(15)	40(30)
	⑧交換分合	50(55)	未	未
()内の率は5法(山振、過疎、離島、半島、特農、)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯に適用				
適用	農業用道路に過疎債を充当する地区は、(充当率 100%、算入率 70%の場合)県の補助率を5%とし別に年度事業費の3.0%を県の交付金により助成する。			

事業名	農山漁村振興交付金(農山漁村交流対策型)
要件類別	事業内容欄に示す事業メニューのうち別表2要件類別の事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	<p>農山漁村と都市との地域間交流等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため農山漁村交流対策型の整備を実施する。</p> <p>第1. 都市農村交流支援</p> <p>(1) 多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備</p> <p>(2) 美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生することを趣旨とした施設の整備</p> <p>(3) 地域内外の住民の交流を図るため、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村がもつ多面的機能の発揮に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景</p> <p>【地域資源活用総合交流促進施設】</p> <p>⑳都市農山漁村総合交流促進施設</p> <p>ア 地域の総合案内・情報発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>イ 地域特産品、地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所、伝統文化継承施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>㉑廃校・廃屋等改修交流施設(農山漁村の廃校及び廃屋等を活用した交流施設等並びにこれらの附帯施設の整備)</p> <p>㉒木材利活用促進施設(都市と農山漁村の交流施設等の木材を利用した改築、木製外構施設等の整備、木質内装への模様替え及びこれらの附帯施設の整備)</p> <p>㉓地域資源活用交流促進施設(地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及びこれらの附帯施設の整備)</p> <p>㉔地域連携販売力強化施設(地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備)</p> <p>【農林漁業・農山漁村体験施設】</p> <p>㉕農林漁業・農山漁村体験施設</p> <p>ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>ウ 地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間としての体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備</p> <p>エ 市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設(休憩所、更衣室等)、農機具収納施設、コミュニティー広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>【自然環境等活用交流学習施設】</p> <p>㉖自然環境保全・活用交流施設</p> <p>ア 農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>イ 地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備</p> <p>ウ 土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような次の整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(イ) (ア)の整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p> <p>エ 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>㉗宿泊体験活動受入拠点施設</p> <p>子供たちの農山漁村宿泊体験に必要な次の施設等の整備</p> <p>ア 廃校・廃屋等改修(子供たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備)</p>

事業内容

- イ 離れ、蔵、土蔵等改修(子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備)
- ウ 宿泊体験活動施設整備(子供たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備)
- エ 安全確保施設(子供たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備)

⑩**教養文化・知識習得施設**(自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な自然・動植物観察施設等及びこれらの附帯施設の整備)

【地域住民活動支援促進施設】

⑪**高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設**(高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備)

【景観・生態系保全整備】

⑫**景観・生態系保全整備**

(1)景観保全型(農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。)

- ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。
 - (ア)簡易給水施設(農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設)
 - (イ)簡易排水施設(し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等)
 - (ウ)飲雑用水施設(飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設)
- イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景
- ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景
- エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景
- オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景
- カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景
- キ 農業用排水路、農業ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景
- ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景
- ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景
- コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景
- サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景
 - (ア)市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
 - (イ)集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
 - (ウ)(ア)又は(イ)に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの
- シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景
- ス 農村地域における地域資源を利活用(処理及び再利用を含む。)し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景
- セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景
- ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景
- タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景

ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除く。

 - (ア)乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設
 - (イ)文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設
 - (ウ)個人、民間団体等が所有する施設及び土地(農地を除く。)
 - (エ)その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの

(2)環境創造型

自然再生の視点に基づく次の整備とする。

- ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。

<p>事業内容</p>	<p>(ア)植栽による法面・畦畔の被覆 (イ)法面の保護・補修 (ウ)農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備(石積み水路、石積み護岸等) (エ)植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ)その他景観の保全施設の整備</p> <p>イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うもの。</p> <p>(ア)水田魚道 (イ)ピオトープ (ウ)農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設(魚巢ブロック等) (エ)生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ)緑の回廊(植栽、植木等) (カ)土砂の流出防止施設(沈砂池、法面保護工等) (キ)その他生態系の保全施設</p> <p>ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p> <p>第2 対象地域</p> <p>ア 第1の1の(1)の対象地域は、五法指定地域等とする。ただし、次の場合は、対象地域とすることができる。</p> <p>(ア)自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合は、当該地域を併せて対象地域とすることができる。</p> <p>(イ)一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉓都市農山漁村総合交流促進施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕木材利活用促進施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設及び㉘自然環境保全・活用交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができる。</p> <p>イ 第1の1の(2)及び(3)の対象地域は、五法指定地域等以外を対象とすることができる。</p>
<p>採択要件</p>	<p>(1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉓都市農山漁村総合交流促進施設ののうちアの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕木材利活用促進施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農山漁業・農山漁村体験施設ののうちアからウまでの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設ののうちアからウまでの施設、㉚教養文化・知識習得施設、㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設並びに㉜景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア ㉕木材利活用促進施設については、次の要件を満たすもの。</p> <p>(ア)既存施設の有効利用等を図る観点から、改築又は木質内装の模様替えに当たり、木材を使用する施工部分について交付対象。</p> <p>(イ)国庫補助事業により取得し、又は効用の増加した施設(以下「補助施設」という。)本体の改築については10年以上、附帯施設については5年以上経過していること。</p> <p>(ウ)補助施設において、適正化法第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、適正化法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行う。</p> <p>イ ㉚教養文化・知識習得施設については、以下に定めることについて配慮等するもの。</p> <p>(ア)事業の実施に当たっては、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等との連携、協調に配慮するもの。</p> <p>(イ)事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局と教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとし、農林漁業体験、自然学習、滞在等に係る受け入れ体制を整備するために地域内の農林漁業者、農家民宿経営者等の協力を要請するもの。</p> <p>ウ ㉘農山漁業・農山漁村体験施設ののうちウの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設ののうちイ及びウの施設並びに㉜景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とし、次の要件をすべて満たす地域で実施するもの。</p> <p>(ア)市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域</p> <p>(イ)環境創造区域</p> <p>(ウ)勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域</p>

採 択 要 件	<p>エ ㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設については、次の要件を満たすもの。</p> <p>(ア)高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン(農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領(平成7年4月1日付け7農蚕第1804号農林水産事務次官依命通知)別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。)、市町村老人福祉計画(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく計画をいう。)等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するもの。</p> <p>(イ)市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるもの。</p> <p>(2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の㉓都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちエの施設、㉗自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設、㉘宿泊体験活動受入拠点施設、㉙教養文化・知識習得施設及び㉚高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすもの。</p> <p>ア ㉓都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設及び㉗自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設の整備に当たっては、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画(交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であること。</p> <p>イ ㉕地域連携販売力強化施設、㉙教養文化・知識習得施設及び㉚高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。</p> <p>ウ ㉘宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるもの。</p> <p>(ア)施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校1学年規模での子供たちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。</p> <p>(イ)事業の内容欄の(2)離れ、蔵、土蔵等改修については、子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れが母屋と廊下で繋がっている場合にあつては、廊下の改修を除く。</p> <p>(ウ)事業の内容欄の(3)宿泊体験活動施設整備については、子供たちを受け入れるために必要となる施設のうち母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量で、かつ既存の場所以外の場所に増設するものに限る。また、消防用施設等については、消防法(昭和23年法律第186号)第17条及び条例で義務付けられている施設等に限る(ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない。)</p> <p>(3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉗自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉚景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型並びに(2)環境創造型のうちア及びイの施設とし、次の要件を満たすもの。</p> <p>ア ㉚景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型については、次の要件を満たすもの。</p> <p>(ア)良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。</p> <p>(イ)農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点を踏まえたもの。</p> <p>(ウ)事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたもの。</p> <p>イ ㉖農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉗自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉚景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、次の要件を満たすもの。</p> <p>(ア)環境創造区域であること。</p> <p>(イ)地域住民等による土地改良施設(土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。)等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。</p> <p>(ウ)㉚景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型以外の事業を実施する場合には、同表の事業メニュー欄の㉚景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のいずれかの事業と併せて行うもの。</p>								
実施要綱	農山漁村振興交付金実施要綱								
実施要領	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領								
交付要綱	農山漁村振興交付金交付要綱								
交 付 率	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1823 683 1872">区分</th> <th data-bbox="683 1823 938 1872">国</th> <th data-bbox="938 1823 1193 1872">県</th> <th data-bbox="1193 1823 1453 1872">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1872 683 1957">都市農村交流支援全メニュー</td> <td data-bbox="683 1872 938 1957">50</td> <td data-bbox="938 1872 1193 1957">未</td> <td data-bbox="1193 1872 1453 1957">未</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	県	その他	都市農村交流支援全メニュー	50	未	未
区分	国	県	その他						
都市農村交流支援全メニュー	50	未	未						
適 用	㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉗自然環境保全・活用交流施設のうちアの施設、㉕木材利活用促進施設、㉚景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型は団体営のみ。								

事業名	農山漁村振興交付金(農山漁村定住促進対策型)
要件類別	事業内容欄に示す事業メニューのうち別表2要件類別の事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	<p>1. 農山漁村定住促進対策型 中山間地域等における定住等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため、農山漁村定住促進型を整備する。</p> <p>第1 中山間地域等振興支援</p> <p>1 事業内容 本支援に該当する事業の内容は、次に掲げる施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。</p> <p>(1)地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業等の確立による農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備</p> <p>(2)地域の特性を活かした森林資源や林業等の振興のために必要な生産基盤・生産施設等の整備</p> <p>(3)地域の特性を活かした水産業等の振興のために必要な生産施設の整備</p> <p>(4)地域の特産品等を活用した就業・所得機会の創出に必要な施設等の整備</p> <p>(5)森林や遊休農地等の適正な利用を図るとともに集落機能・地域景観の保全等を通じて、多面的機能の維持保全を図るために必要な施設の整備</p> <p>(6)里地や棚田等において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備</p> <p>(7)地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等及び高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備</p> <p>(8)農村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、住みよい環境づくりを推進するために必要な田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等の整備</p> <p>(9)高付加価値化による輸出や地域ブランドの確立、低コスト化による中食加工用途への供給など農畜産物産地の創意工夫ある取組を促進するため、既存の生産基盤に対する補完的又は追加的整備及び関連する施設の整備</p> <p>(10)美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生することを趣旨とした施設の整備</p> <p>(11)良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するための地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るための自然再生の視点に基づく環境創造型の整備</p> <p>【基盤整備】</p> <p>⑨土地改良施設保全</p> <p>(1)農道保全対策(既設の農道について、点検診断、機能保全を図るための更新整備及び機能強化を通じて整備水準の向上を図るための保全対策整備)</p> <p>(2)安全施設整備(農業用排水施設等(用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設)の安全施設(フェンス、ふた、スクリーン等)の整備)</p> <p>(3)農村のみち整備 地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備であって、次に掲げるもの。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等(農業集落道等)の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新</p> <p>⑩農業集落道(農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の施設、改良、改修及びこれらの附帯施設の整備)</p> <p>⑪連絡農道(農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及びこれらの附帯施設の新設又は改良)</p> <p>⑫林道・作業道(林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良)</p> <p>【生産機械施設】</p> <p>⑬高生産性農業用機械施設 (農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57 予第401号農林水産事務次官依命通知。)の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設の整備)</p>

事業内容

- ⑭農業経営改善安定機械施設(防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかには育苗機能等を併せもつ生産機械施設及びこれらの附帯施設の整備)
- ⑮林業機械施設(樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要となる機械施設並びにこれらの附帯施設の整備)
- ⑯特用林産物生産施設(きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備)
- 【処理加工・集出荷貯蔵施設】
- ⑰農林水産物処理加工施設(農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備)
- ⑱農林水産物集出荷貯蔵施設
 - ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又は、バラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備
 - イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備
- 【新規就業者等技術習得管理施設】
- ⑲新規就業者等技術習得管理施設(栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設(温室及び機械施設)、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等並びにこれらの附帯施設の整備)
- 【簡易給排水施設等】
- ⑳簡易給排水施設(農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設、し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備)
- ㉑飲雑用水・防災安全施設(土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設、簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備)
- 【農山漁村定住促進施設】
- ㉒農山漁村定住促進施設
 - ア 新たに農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者(以下「定住希望者」という。)が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備
 - イ 農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点づくりに必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備
- 【地域資源活用総合交流促進施設】
- ㉓廃校・廃屋等改修交流施設(農山漁村の空き家等を活用した新規就業者等のための研修・定住用の滞在施設及びこれらの附帯施設の整備)
- ㉔地域連携販売力強化施設(地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備)
- 【地域資源活用起業支援施設】
- ㉕地域資源活用起業支援施設(木工加工、陶磁器製作、山菜等の加工など地域に賦存する資源を活用した多様な就業・所得機会の創出に必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備)
- 【地域資源循環活用施設】
- ㉖リサイクル施設(家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備)
- ㉗自然・資源活用施設(バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備)
- 【地域住民活動支援促進施設】
- ㉘高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設(高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備)
- 【農地等補完保全整備】
- ㉙産地振興追加補完整備(既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。)
 - (1)農業用排水施設(農業用排水施設の新設、廃止又は変更)
 - (2)農道(農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更)
 - (3)区画整理(農用地の区画形質の変更)
 - (4)暗渠排水(暗渠の新設又は変更)
 - (5)土層改良(客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び土壌消毒)
 - (6)農用地造成(農用地の造成)

事業内容	<p>(7)農地保全(農用地の保全のため必要な事業)</p> <p>(8)営農用水施設(農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの)</p> <p>(9)生産環境整備(農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農村振興局長通知)別紙1-1の別表の区分欄の2の事業種類欄の(4)に掲げる事業及び区分欄の3に掲げる事業のうち農業生産に密接に関連するもの(営農用水施設を除く。))</p> <p>(10)生産技術高度化施設(農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等及びこれらの附帯施設の整備)</p> <p>(11)農作物被害防止施設(農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設の整備)</p> <p>(12)附帯整備(1)から(8)までの事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備)</p> <p>(13)基本条件確保整備(1)から(8)までの事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等(4の(9)のケに規定する耕作放棄地等をいう。)の解消のための基底的整備)</p> <p>㊸小規模農林地等保全整備</p> <p>(1)景観保全型</p> <p>美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。</p> <p>ア 農用地(造成される埋立地又は干拓地を含む。))につき行う区画整理(畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。))及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景</p> <p>イ 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景</p> <p>ウ 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景</p> <p>エ 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景</p> <p>オ 土地改良施設等保全</p> <p>(ア)農業用排水施設の保全</p> <p>(イ)農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全</p> <p>(ウ)農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備</p> <p>(2)集落機能・地域景観型</p> <p>ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更</p> <p>イ 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良</p> <p>ウ 暗渠の新設又は変更</p> <p>エ 客土(混層耕を含む。)、心土破碎及び畑地の層厚調整工等</p> <p>オ 農用地(造成される埋立地又は干拓地を含む。))の区画形質の変更(畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。))</p> <p>カ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等</p> <p>キ 農地の造成(水田から畑への地目変換を含む。))又は改良</p> <p>ク 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備</p> <p>ケ 林道及び作業路の開設改良、森林の保全管理及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>(3)環境創造・保全型</p> <p>自然再生の視点に基づく次の整備とする。</p> <p>ア 区画整理、耐久性畦畔、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水、客土、床締め及び土留工</p> <p>イ 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>ウ イの整備に係る跡地の整地</p> <p>エ 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備</p> <p>(ア)土地改良施設の補修</p> <p>(イ)土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(ウ)土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備</p> <p>オ 農地の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備</p> <p>(ア)農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(イ)農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地</p> <p>カ 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備(ただし、地植え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。))</p>
------	--

【景観・生態系保全整備】

⑨ 景観・生態系保全整備

(1) 景観保全型

農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。

ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景。

なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。

(ア) 簡易給水施設

農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設

(イ) 簡易排水施設

し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等

(ウ) 飲雑用水施設

飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設

イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びに

これに附帯する処理施設等の改修又は修景

ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及び

これに附帯する施設の改修又は修景

エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景

オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景

カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景

キ 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景

ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景

ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景

コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景

サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景

(ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの

(イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの

(ウ) (ア)又は(イ)に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの

シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景

ス 農村地域における地域資源を利活用(処理及び再利用を含む。)し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景

セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景

ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景

タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景。

ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。

(ア) 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設

(イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設

(ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地(農地を除く。)

(エ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの

(2) 環境創造型

自然再生の視点に基づく次の整備とする。

ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。

(ア) 植栽による法面・畦畔の被覆

(イ) 法面の保護・補修

(ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備(石積み水路、石積み護岸等)

(エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備

(オ) その他景観の保全施設の整備

事業内容

<p>事業内容</p>	<p>イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)水田魚道 (イ)ビオトープ (ウ)農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設(魚巢ブロック等) (エ)生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ)緑の回廊(植栽、植木等) (カ)土砂の流出入防止施設(沈砂池、法面保護等) (キ)その他生態系の保全施設 <p>ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>
-------------	---

採 択 要 件

(1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の⑪連絡農道、⑬高生産性農業用機械施設、⑭農業経営改善安定機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちのアの施設、⑲新規就農者等技術習得管理施設、⑳地域連携販売力強化施設、㉑リサイクル施設、㉒自然・資源活用施設及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでとし、次の要件を満たすものとする。

ア ⑭農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、次の要件を満たすものとする。

(ア)事業実施主体は、市町村、農業協同組合又は地方公共団体等が出資する法人とする。

(イ)リースする場合の利用者は、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされ、又は当該認定が確実に見込まれる農業者の組織する団体の構成員及び新規就農者とし、事業実施主体の農業担当部局、農業協同組合営農指導部、農業委員会、地域農業改良普及センター等からなる施設利用者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の認定を受けた農業者とする。

この場合、選定委員会は、利用者を特定農山村法第4条に基づき当該市町村が作成する農林業等活性化基盤整備計画に定められる農業の活性化の目標、あるいは農業経営改善安定計画に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等の目標を達成できることが見込まれるものであることなどの基準により認定するものとする。

(ウ)対象施設は、防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地区の地区内に設置される栽培機能のほか育苗機能等を併せ持つ生産機械施設であること。

(エ)利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該施設の耐用年数×年間管理費」以下であること。

(オ)事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設の維持管理を責任をもって実施するものであること。

(カ)利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

(キ)事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものであること。

なお、事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)は、契約の締結に当たっては、あらかじめ計画主体と協議するものとする。

イ ⑪連絡農道及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでについては、受益面積が1事業地区についておおむね団体営(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第50条に定める要件を満たさない事業をいう。以下この別表において同じ。)級以下であること。

ウ ⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちのアの施設については、当該施設が新用途米穀の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設であり、次の要件を満たす場合、五法指定地域等以外で実施できるものとする。

(ア)事業実施主体は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)第4条第3項の認定生産製造連携事業計画(以下「認定計画」という。)に従って事業を行う認定事業者でなければならない。

(イ)本事業のために生産される新用途米穀は、認定計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。

(ウ)2の事業実施主体のうち、計画主体が指定した者である民間事業者が本事業を実施する場合においては、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であること。

(エ)⑬高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。

エ ㉒自然・資源活用施設のうち、発電設備については、別表2の交付対象事業欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の施設に附帯する設備とし、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする発電施設は交付対象としないものとする。

オ ㉒自然・資源活用施設については、次の要件を満たす場合、五法指定地域等以外で実施できるものとする。

(ア)施策の実施区域が農業振興地域内の区域又は農業振興地域以外の区域であって農業振興地域内の区域と一体的に整備することが相当と認められる区域であること。

(イ)地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。また、当該目標の達成状況については、本要領第16に定める事業実施後の評価の際に評価を行うこと。

(2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の⑫林道・作業道、⑮林業機械施設及び⑯特用林産物生産施設とし、⑫林道・作業道については、次の要件を満たすものとする。

ア 林道開設は、都道府県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満、1路線の延長が200m以上とし、軽車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha

採 択 要 件	<p>以上100ha 未満であること。</p> <p>イ 自動車道における改良工事の規模は、利用区域の森林面積がおおむね10ha 以上100ha 未満であること。</p> <p>(3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちイの施設とする。</p> <p>(4) 1の(4)において実施できる事業は、1の表の㉒地域資源活用起業支援施設とする。</p> <p>(5) 1の(5)において実施できる事業は、1の表の①①連絡農道、②④廃校・廃屋等改修交流施設及び③③小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型とし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア ③③小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。</p> <p>イ ③③小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のケの事業の内容欄の森林の保全管理にあつては、集落又は基幹施設周辺の5ha 未満とする。</p> <p>(6) 1の(6)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑪①飲雑用水・防災安全施設、③③小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び③③景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までの要件をすべて満たす地域で実施するものとする。</p> <p>(ア)市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域</p> <p>(イ)環境創造区域(田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について(平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知)第3の1の(3)のイに規定する環境創造区域をいう。以下同じ。)</p> <p>(ウ)勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域</p> <p>イ 原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。ただし、③③小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のアからエまでを整備する場合を除く。</p> <p>ウ ③③小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のア及びイについては、アの(ウ)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものとする。なお、各工種の合計の受益面積は1ha 以上とする。</p> <p>(7) 1の(7)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、②②簡易給排水施設及び③⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア ②②簡易給排水施設は、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア)②②簡易給排水施設のうち簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。</p> <p>(イ)②②簡易給排水施設のうち簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>a 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。</p> <p>b 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。</p> <p>イ ③⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設は、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア)高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン(農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領(平成7年4月1日付け7農蚕第1804号農林水産事務次官依命通知)別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。)、市町村老人福祉計画(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく計画をいう。)等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。</p> <p>(イ)市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(8) 1の(8)において実施できる事業は、1の表の②②農山漁村定住促進施設とし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア ②②農山漁村定住促進施設のうちアの施設については、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(ア)当該施設については、事業実施主体が所有又は使用权を有し、新たな農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものとする。</p> <p>(イ)事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。</p> <p>イ ②②農山漁村定住促進施設のうちイの施設については、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(ア)空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。</p> <p>(イ)原則として、当該施設の受益地内にある既存施設及び設備(以下「既存施設等」という。)を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編(以下「再編」という。)を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。</p>
---------	---

採 択 要 件

- (ウ) 既存施設等の更新については、次の要件をすべて満たすものとする。
- a 既存施設等の更新等を行うことによって、事業実施区域全体で施設の管理・運営の合理化や効率化が図られ、利便性の向上が見込まれること。
 - b 更新する既存施設等は、⑫農山漁村定住促進施設のうちの施設の機能を補完又は分担するものであること。
 - c 既存施設等の更新を行うことにより、事業実施区域内での総事業費が相対的に低減するものであること。
- (エ) 補助施設において、適正化法第22 条に規定する財産処分等に該当する場合は、適正化法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続きを行うものとする。
- (オ) 計画主体は、本事業の実施に当たって総務省、国土交通省、厚生労働省に係る事業等との連携に配慮するものとともに、関係部局(農林水産担当部局、総務担当部局、厚生担当部局、教育委員会等)からなる推進体制の整備に努めるものとする。
- ウ 既存施設等の移転又は移築(撤去費用等を含む。)は、⑫農山漁村定住促進施設のうちの施設として整備する場合に限るものとする。
- なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10 年以上経過し、かつ5年以上の活用が見込まれることを条件とする。
- (9) 1の(9)において実施できる事業は、1の表の⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設及び⑳産地振興追加補完整備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 本事業に2つの型を置き、⑳産地振興追加補完整備は一般型又は実需者連携型の事業として、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設は実需者連携型の事業として実施するものとする。
 - イ ⑳産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までについては、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当するものであることが必要である。
 - (ア) 土地改良施設及び営農用水施設に対する追加的な整備
 - (イ) 土地改良施設及び営農用水施設の機能を補完するための整備
 - (ウ) 土地改良施設及び営農用水施設を利用した整備
 - (エ) 土地改良施設及び営農用水施設の機能向上を伴う更新整備
 - (オ) 基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備
 - (カ) 不要施設の廃止
 - (キ) 水田の畑地化整備(実需者連携型のみ)
- ウ 畜産農家が活用できる事業は⑳産地振興追加補完整備の(8)に限る。
- エ 本事業の実施において、農畜産物の高付加価値化による輸出、地域ブランドの確立や国産農畜産物の供給に向けた作物の栽培等のために事業実施主体が適当であると認める場合にあっては、土地改良事業計画設計基準等に基づく仕様によらず実施することができるものとする。なお、この場合にあっては、必要に応じ戦略的産地振興支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17 農振第1940 号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の(1)に掲げる産地の高度化のための支援、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23 年4月1日付け22 農振第2356 号農林水産事務次官依命通知)別表の事項の1の(6)の事業により検討された整備仕様等を活用することができるものとする。
- オ 本事業のうち一般型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 畑地(不動産登記の地目上は田であるが、現在畑利用が行われており、今後とも畑利用が行われることが明らかな農地を含む。)を対象とすること。
 - (イ) 対象とする品目について既に市場において定常的な取引が行われているなど、既に一定の産地化が達成されている地区であることが確認できること。
 - (ウ) 当該地域における当該作物の生産を、都道府県が産地として振興していることが確認できること。
- カ 本事業のうち実需者連携型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 畑作物を対象とすること(水田における転作・裏作で栽培される畑作物も含む。)
 - (イ) 生産者、実需者(当該地区で生産される農畜産物の安定的な確保を目的として、契約や出資等により当該地区の生産者と取引関係を構築する者又は農業生産へ直接参入する者のことをいう。)及び関係行政機関が構成員となった協議会組織があり、次の内容を含む計画が定められていること。
 - a 産地から実需者への農畜産物の供給の現状と見通し
 - b 実需者の農畜産物の需要の見通し
 - c 各年度における取組内容が明記された年次計画(最低3年間)
- キ ⑳産地振興追加補完整備のうち(9)から(11)まで、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設は、1の表の⑳産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までのいずれか(以下「基幹メニュー」という。)と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施(実施区域、実施時期からみて

採 択 要 件	<p>本事業と密接な関連性を有するものに限る。)をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。</p> <p>ク ⑦産地振興追加補完整備のうち(13)基本条件確保整備は、(1)から(12)までの整備を実施する地区(以下「本体整備地区」という。)の次の要件を満たす周辺地区において、周辺耕作放棄地等の解消のため、農業用排水施設、農道、整地工等の基本的な整備を実施することとする。</p> <p>(ア)本体整備が実施されている行政区内であること。</p> <p>(イ)本体整備地区の産地育成・強化のために整備を行う必要性が認められること。</p> <p>(ウ)次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 当該農地の整備の実施と本体整備地区の営農との間に直接的な関連性があること(この場合において、「直接的な関連性がある」とは、基本条件確保整備を実施しなければ本体整備地区内の営農に支障が生じる、あるいは基本条件確保整備を実施することにより本体整備地区内の営農が促進されることについて明確な因果関係が認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な効果が認められることをいう。)</p> <p>b 同一の農業用排水施設及び農道を共有する区域内にあること(この場合において、「共有する区域」とは、本体整備地区内を通過する農業用排水施設や農道の受益区域であり、かつ本体整備地区内の施設から直接の便益を受けている区域のことをいう。)</p> <p>c その他、本体整備地区と一体的に取り扱うべき区域にあると認められること。ただし、複数の客観的な指標により一体性が確認できるとともに、基本条件確保整備を行わない場合に本体整備地区の産地育成・強化に大きな支障が生じることが具体的に認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な支障が認められるものに限る。</p> <p>ケ ⑦産地振興追加補完整備のうち(13)基本条件確保整備における耕作放棄地等とは、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものとし、(イ)又は(ウ)の要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手(平成16年4月1日農林水産省告示第891号農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件)第1号に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン(人・農地プランと関連施策の連携について(平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知)第2の「人・農地プラン」をいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられたものをいう。)の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。</p> <p>(ア)現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地</p> <p>(イ)現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地</p> <p>(ウ)現に耕作の目的に供されている農地であって、基盤整備地区に係る活性化法第6条第1項の規定に基づき、活性化計画を農林水産大臣に提出する時点において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地</p> <p>コ ⑬高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(ア)利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該機械の耐用年数×年間管理費」以下であること。</p> <p>(イ)利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。</p> <p>(ウ)事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリースの契約を締結するものであること。</p> <p>サ ⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との取引が確実にしている範囲に限る。</p> <p>(10) 1の(10)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑳簡易給排水施設、㉑地域連携販売力強化施設及び㉒高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア ⑩農業集落道及び⑳簡易給排水施設の整備に当たっては、対象地域が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画(交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であること。</p> <p>イ ㉑簡易給排水施設は、(7)のアの要件を満たすこと。</p> <p>ウ ㉑地域連携販売力強化施設及び㉒高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。</p> <p>(11) 1の(11)において実施できる事業は、1の表の⑨土地改良施設保全、⑩農業集落道、㉑飲雑用水・防災安全施設、㉒小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び(3)環境創造・保全型のうちアからオまで並びに㉓景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型並びに(2)環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。</p>
---------	---

採 択 要 件	<p>ア ⑨土地改良施設保全については、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア)(1)農道保全対策及び(2)安全施設整備については、受益面積がおおむね5ha 以上であること。</p> <p>(イ)(3)農村のみち整備については、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km 以上であること。</p> <p>イ ⑳小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び㉑景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型については、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア)良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。</p> <p>(イ)農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点で踏まえたものとする。</p> <p>(ウ)事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。</p> <p>ウ ㉒農業集落道、㉓飲雑用水・防災安全施設、㉔小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び㉕景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア)環境創造区域であること。</p> <p>(イ)地域住民等による土地改良施設(土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。)等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。</p> <p>(ウ)㉕景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型以外の事業を実施する場合には、1の表の㉕景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のいずれかの事業と併せて行うものとする。</p>			
実 施 要 綱	農山漁村振興交付金実施要綱			
実 施 要 領	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領			
交 付 要 綱	農山漁村振興交付金交付要綱			
交 付 率	区分	国	県	その他
	⑨土地改良施設保全 (1) 農道保全対策 (2) 安全施設整備	50(55)	10(15)	40(30)
	⑨土地改良施設保全 (3)農村のみち整備	50(55)	未	未
	⑩農業集落道 ㉓飲雑用水・防災安全施設 ㉔小規模農林地等保全整備 (3)環境創造・保全型 ㉕景観・生態系保全整備 (2)環境創造型	50(55)	未	未
	上記以外のメニュー	50	未	未
適 用	⑨土地改良施設保全、の()内の率は5法(山振、過疎、離島、半島、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯に適用			
	⑨以外の事業メニューの()内の率は5法(山振、過疎、離島、半島、特農)指定地域及び準ずる地域に適用			
適 用	⑨土地改良施設保全㉔小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型、㉕景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型は団体営のみ。			